

南島原市総合的シティプロモーション推進事業委託
プロポーザル審査委員会評価基準

別紙

1 評価の方法

プロポーザル実施要領および仕様書に基づいた企画提案書であるかどうかを主眼に、評価基準を勘案して採点する。

2 評価区分

評価基準ごとの配点を下表のとおりとし、それぞれ評価を行うものとする。

※各審査委員が下表配点の間であると思われた場合は、中間点の評点も可とする。

評価基準項目 (満点)		非常に良い	良い	普通	やや悪い	悪い
目的分野	知名度・魅力度の向上が十分期待できるか (15点)	15	12	9	6	3
	シビックプライド※の醸成が図れるか (15点)	15	12	9	6	3
	本市に適したプロモーションが十分期待できるか (15点)	15	12	9	6	3
企画提案分野	独自のアイデアで魅力的な提案か (15点)	15	12	9	6	3
	露出が十分に期待できるか (10点)	10	8	6	4	2
	事業終了後のPR効果に継続性が見込めるか (15点)	15	12	9	6	3
能力分野	事業実現に十分な実施体制か (5点)	5	4	3	2	1
	提案内容の実現に沿った効果測定が示されているか (5点)	5	4	3	2	1
見積書	見積額および積算根拠に妥当性があるか (5点)	5	4	3	2	1

※本市における「シビックプライド」の定義は、市民が地元に対する「愛着」や「誇り」を持ち、市民自らも、まちを形成している1人であるという認識をもつこと。

3 評価点数の集計方法

各審査委員の持ち点は各社100点とし、評価点の合計を各社ごとに単純集計して、その合計点により順位を決定する。

4 業者の選定

審査委員会を開催し、業務委託業者を選定する。原則として平均60点以上の業者のうち、最も得点の高い業者を選定するものとする。